

新潟県柏崎市公益通報に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県柏崎市公益通報に関する条例（平成24年条例第54号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 柏崎市公益通報等審査委員会（以下「委員会」という。）の委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集及び会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、総合企画部総務課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。